

令和元年 第12回総会・会議録

1. 日 時 令和元年12月10日(火) 午前10時00～10時40分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (18名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
4番 川江 秀孝	5番 永津 てるみ	7番 大川 國保
8番 村上 護	9番 柳野 保博	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	13番 下澤 茂道
14番 古海 博	15番 濱中 興三	16番 稲光 進
17番 奥野 泰美智	18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄

農地利用最適化推進委員 (13名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄
33番 寺岡 朝治		

4. 欠席委員 (2名)

6番 大迫 正勝 26番 尾上 進

5. 事務局・出席職員 (5名)

事務局長 橋本 浩司	次 長 石丸 校寛
係 長 村上 尚人	主 任 今村 学
主 任 沼下 眞	

6. 報告事項

報告第 47 号 許可又は受理の取消願について	2 件
報告第 48 号 非農地証明願について	1 件
報告第 49 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について	2 件
報告第 50 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	1 件
報告第 51 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	9 件
報告第 52 号 農地法施行規則該当転用届について	2 件

7. 議案及び結果

(1) 農地関係

議案第 45 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	1 件
議案第 46 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	8 件
議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について	14 件

事務局長

おはようございます。ただ今より令和元年 第 12 回東部農業委員会総会を始めさせていただきます。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。本日の委員の出席状況でございますが、2 名欠席で 31 名出席でございますので、この会が成立していることをご報告申し上げます。では引き続きの進行を会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

井手尾会長

皆様、おはようございます。最近のニュースでよく見られるのは、学校が学級閉鎖、学年閉鎖ということで例年になく風邪が流行しているそうです。皆様方も体調不良にならないように、充分にご配慮いただきたいと思います。

ただ今より令和元年第 12 回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第 47 号から事務局説明をお願いします。

事務局

第 12 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。

令和元年 12 月 10 日

北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 47 号 許可又は受理の取消願について

<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2件ご報告いたします。

報告第48号 非農地証明願について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご報告いたします。

報告第49号 農地法第3条の3の規定による届出について
<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2件ご報告いたします。

報告第50号 農地法第4条第1項第7号の規定による
農地転用届出について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご報告いたします。

報告第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による
農地転用届出について
<第1～9項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、9件ご報告いたします。

報告第52号 農地法施行規則該当転用届について
<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2件ご報告いたします。

井手尾会長

本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。

続きまして議案第45号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知
知について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第45号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知
について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは、門司区恒見町地区担当の大川委員、補足説明をお願いいたします。

大川委員

現状は今、水の状態も悪く、今作っておられる方がもう作れないという話で合意解約となりました。ちょうど市街化との境で、なかなか出来ない状態です。場所はお寺が上にあって、その下にあるということで、特に問題はないと思われま

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第45号につきましては、受理することといたします。

続きまして議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、審議に入ります前に本議案の当事者となっている立岩委員、間委員及び榑野委員、一時退席をお願いいたします。

(立岩委員、間委員及び榑野委員、退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について
<第1～8項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上8件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

それでは第1項の地元委員、奥野委員より補足説明をお願いします。

奥野委員

まず第1項の譲渡人から譲受人から譲るという件ですが、一番先に気が付いたのは約4反であります。そのあとに利用計画書を見ていただければ分かると思いますが、ここでの機械を借りるのが耕うん機となっております。耕うん機で4反おこすのは厳しいでしょう。効率利用要件というのが本来ありますね。それに耕うん機では足りないので、トラクターではないですかということで、事務局に確認をしておりましたが。

事務局

はい、トラクターに変えております。

奥野委員

もう一つ、こちらは川の横、2メートル位しか道幅がありません。田んぼが4反で、計画書を見ると福祉施設の人にこれを貸して福祉に携わる人がここに来て耕作をします。計画書を見ると延日数が300日になっており、良いと思いますが、そうすると車でその方たちを連れて来ないといけ

ないと。作業する間、もしもその車を川の横の狭い道に置かれたら、通行の邪魔になります。田んぼの中にその車を停める駐車場というか、スペースを確保していただきたいと思います。以上です。

三村委員 それは事前の審査というか要望ではないのでしょうか。それに対しての審議をするだけのことでですから、それは事前に言っておかなければならないことではないですか。

井手尾会長 条件として、地元の意見ということで考え方を述べられます。事務局でもし車で来られるのであれば、そのような駐車場を一部確保してほしいと、言うなればお願いします。規定ではないということで理解をお願いします。

続きまして、第2項、第3項、第7項、第8項、小倉南区大字吉田及び下吉田地区担当の平尾委員、報告をお願いします。

平尾委員 第2項、第3項の譲受人は農家の息子でございますが、経営規模の拡大の為に買われるということで、特に問題はないと思われま。

井手尾会長 第4項、小倉南区大字山本地区担当の藤堂委員、報告をよろしくお願

藤堂委員 譲受人は地域で専業農家をやっております、後継者もおられます。経営規模の拡大ということで特に問題はないと思われま。

井手尾会長 第5項、小倉南区大字新道寺地区担当の矢野委員、報告をよろしくお願

矢野委員 第5項については、以前から譲受人が耕作しておられました。条件が整って売買したということで特に問題はないと思われま。

井手尾会長 第6項、小倉南区曾根新田北地区担当の岩谷委員、よろしくお願

岩谷委員 第6項については、譲渡人が高齢の為、耕作が困難ということで、親子関係による生前の贈与となります。特に問題はないと思われま。

井手尾会長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第46号につきましては、許可と決定い

たします。

それでは、審議を続行しますので、立岩委員、間委員及び柳野委員は入室してください。

(立岩委員、間委員及び柳野委員、着席)

続きまして議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 47 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

<第 1～14 項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、14 件ご審議お願いいたします。

井手尾会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

村田委員

農協の絆ファームがするのはいいけれど、除草剤を使ってあぜを壊してしまいます。絆ファームに除草剤を使わないように言っていただけませんか。

井手尾会長

それについては、除草剤だけではなくて色々な管理方法がある関係については、農政事務所が斡旋しているわけです。農業委員会の総会でこういう意見がありましたということで、契約する時に事務局から農政事務所に条件があるということをお伝え願えませんでしょうか。農業委員会で対応する問題ではありませんので。

事務局

間違いなくお伝えさせていただきます。

井手尾会長

他にございませんか。ご異議は無いようですので、議案第 47 号につきましては、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、3 番間委員と 4 番川江委員です。よろしくお願いたします。